

北九州市建設業者臨時調査実施要領

(最終改正 令和7年11月13日)

(目的)

- 1 北九州市建設工事有資格業者名簿登録業者（以下「登録業者」という。）のうち、新たに指名選定の対象としようとする登録業者、登録期間内に事業所等の新設、移転、改築等を行った登録業者のうち調査の必要があると認める者及び北九州市建設業者企業実態調査で「企業実態に疑義がある」と判定された登録業者等について、当該登録業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握することを目的とする。

(調査対象)

- 2 登録業者のうち、次の者を調査の対象とする。
 - (1) 市内業者（北九州市内に本社又は建設業法上の主たる営業所を有する登録業者をいう。以下同じ。）
 - ア 新たに指名を行おうとする者
 - イ 登録期間内に事業所を移転、改築した者のうち調査の必要があると認める者
 - ウ 北九州市建設業者企業実態調査で「企業実態に疑義がある」と判定された者
 - エ ア～ウに規定する者以外の者で、技術監理局契約部長が必要と認める者
 - (2) 市外業者（（1）に規定する者以外の者をいう。以下同じ。）
 - 技術監理局契約部長が必要と認める者

(調査対象事業所)

- 3 調査の対象となる事業所は、次のとおりとする。
 - (1) 市内業者
北九州市内の本社又は建設業法上の主たる営業所
 - (2) 市外業者
本社又は北九州市建設工事有資格業者名簿に登録している受任地である事業所

(調査項目)

- 4 調査は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 市内業者
 - ア 経營業務の管理責任者及び専任技術者の在勤状況
 - イ 技術者及びその他従業員の在勤状況
 - ウ 事務所の状況
 - エ 本社機能又は受任地機能の有無

オ 暴力団等反社会的勢力への対策

カ その他「北九州市建設工事入札参加資格審査申請書」に記載された事項

(2) 市外業者

技術監理局契約部長が必要と認める事項

(調査方法)

5 実地調査は、原則として次により行うものとする。

(1) 調査員（北九州市建設工事登録業者等調査要綱第3条に規定する調査員をいう。以下同じ。）2名により、調査対象である登録業者の事業所を訪問する。

(2) 対象登録業者への調査の予告は、調査予定日のおおむね2週間前までに行う。この際、代表者、役員又は従業員の同席を求めるとともに、必要書類の準備を依頼する。

(3) 調査員は、資格審査申請時に当該登録業者から提出された「保有機材調書」等を持参し、当該登録業者が保管する関係書類と照合、確認する。

(4) 調査員は、調査終了後、速やかに「臨時調査報告書」（様式第1号）を技術監理局契約部長に提出する。

なお、この報告書は「業者実態調査依頼書兼調査結果書」の様式と兼用することができる。

付 則

1 この要領は、平成5年6月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。